

吹田市立小中学校の学校規模に関する基本的な考え方
及び学校規模の課題に対する方策について（報告書）
（素案）

令和3年 月
吹田市立学校規模等検討委員会

目 次

はじめに

第1章 適正規模・適正配置を検討する際の基本的な考え方

第2章 吹田市の状況について（人口及び児童生徒数・学級数等）

- 1 児童・生徒数のいままでの推移
- 2 児童・生徒数の将来推計
- 3 留守家庭児童育成室受け入れ児童等

第3章 小・中学校の学校規模について

- 1 大規模校、小規模校のメリット、デメリット
- 2 学校規模の分類

第4章 過大規模校、過小規模校の課題対策について

- 1 国による過大解消の例示等
- 2 35人学級編制実施による普通教室確保について
- 3 吹田市の取組方策

第5章 今後の検討課題

まとめ

参考資料

資料1 諮問書（写）

資料2 吹田市立学校規模等検討委員会規則

資料3 吹田市立学校規模等検討委員会委員

資料4 検討委員会開催経過・内容

資料5 令和2年度 児童生徒数推計表

資料6 吹田市小中学校配置図

資料7 学校規模に関する関係法令等（抜粋）

資料8 義務標準法一部改正（概要）

資料9 令和8年度までの小学校別教室過不足数及び学校規模（35人学級導入後）

はじめに

(委員の皆様のご意見、修正等お願いします)

(案)

全国的に少子化が進んでいるなかで、本市小・中学校の児童・生徒数は、全体においては、住宅開発や流入等により今後 10 年間は増加する見込みで、30 年後も同程度の規模を維持することが見込まれています。

学校規模の考え方については、平成 14 年 3 月「吹田市立小・中学校の適正規模についての基本的な考え方」の中で示していますが、およそ 20 年が経過した現在、地域的には小規模となる見込みの学校がある一方、住宅開発の影響により児童、生徒数の局所的な増加により児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が生じ、増築工事や特別教室の普通教室転用等が必要な学校ができるなど、学校規模による課題が生じています。

このような状況から、吹田市教育委員会は、「生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」の実現に向けて、豊かな学びを支援する教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、下記事項について、令和 2 年 7 月 2 日に、吹田市立学校規模等検討委員会に対し諮問を行いました。

以来、当検討委員会は、本市小中学校の現状や今後の児童生徒数の推移などを基に、これからの教育情勢、社会情勢の動向なども考慮し、令和 3 年__月までに計回の議論を慎重に重ねてきました。

このたび、この諮問に対して、当検討委員会の意見等を取りまとめましたので、ここに答申します。

諮問事項

1. 学校規模等における基本的な考え方について
2. 二極化している本市学校規模の具体的な方策について

第1章 適正規模・適正配置を検討する際の基本的な考え方

当検討委員会において、小中学校の規模や課題についての議論を進めるうえで、前提となる基本的な視点は次のとおりです。

1 「子供達にとってより良い環境を作る視点」

児童生徒は集団生活の中で豊かな人間関係を築きながら社会性や協調性を身につけていくため、一定の集団規模があることが望ましいと考えます。

また、教育活動だけでなく、子供達の生活の場としての視点も学校環境には必要であり、学校運営がしやすい環境づくりも重要であるなど、これらを多面的にとらえることが大事です。

これらについて、どういう教育を目指して、それに対して教育環境をどのように整備するかという観点から「子供達にとってより良い環境を作る視点」をもって学校規模を考えていくこととしました。

2 教育施設の効率的な運営を図る視点

学校などの施設は昭和40年代の高度経済成長時期に整備されたものが多く、これら老朽化への対応等で建設事業に多額の費用がかかることが見込まれています。

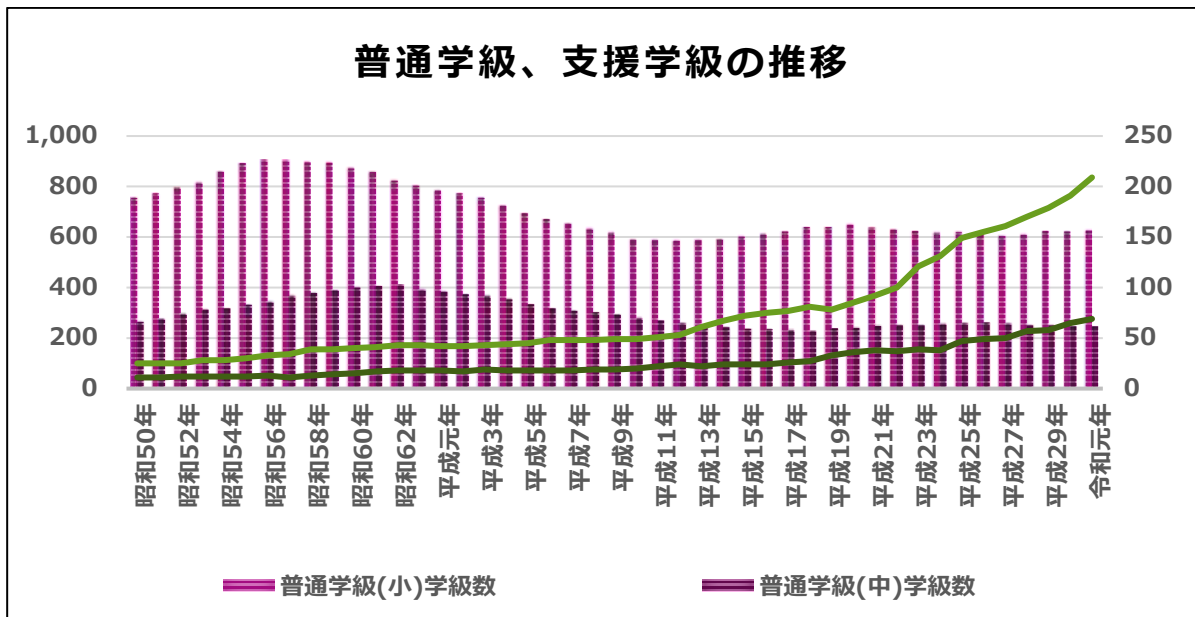
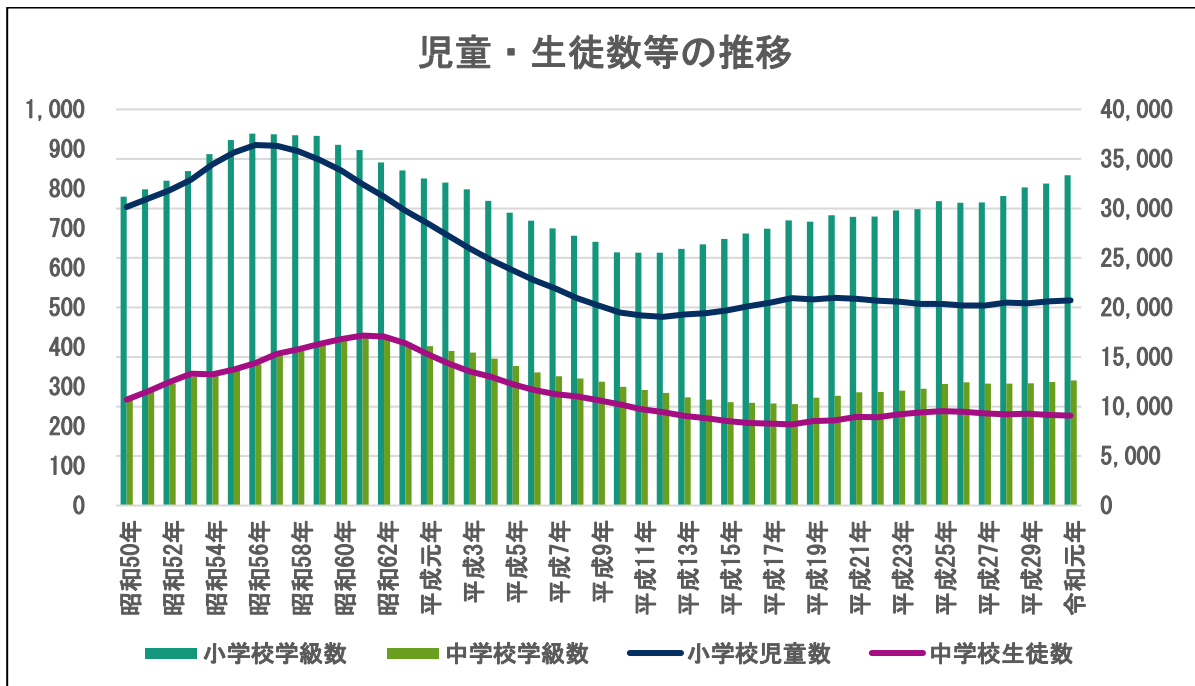
その中で今後も限られた予算、維持管理費用や修繕更新費用等の効率的な運用、施設の長寿命化や公共施設の最適化も考えていくことも重要であり、「教育施設の効率的な運営を図る視点」も持ちながら議論していきました。

第2章吹田市の状況について（人口及び児童生徒数・学級数等）

1 児童・生徒数のいままでの推移

小学校の児童数は、昭和56年度の36,229人をピークに、令和元年度では19,552人まで減少し、ピーク時の約50%になっています。また、中学校の生徒数は、昭和61年度の17,101人をピークに、令和元年度では8,740人に減少し、小学校と同様に、ピーク時の約50%となっています。

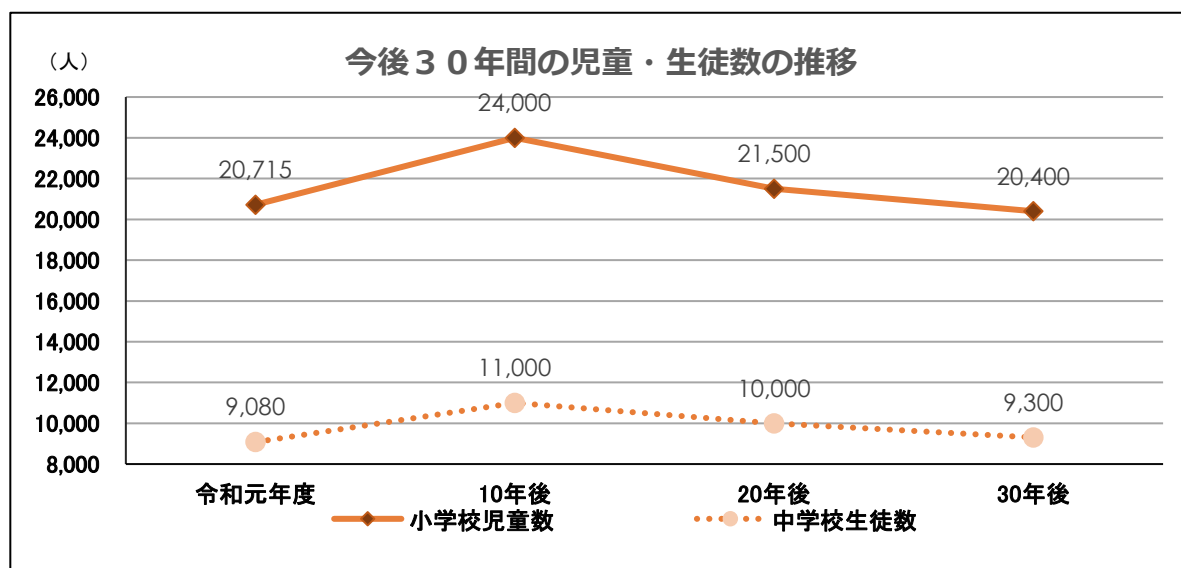
また、小学校及び中学校の学級数もほぼ同じような推移となっていますが、支援学級数をみると増加している状況です。



2 児童・生徒数の将来推計（第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンより）

市全体の児童・生徒数は、過去10年間の人口変化による純移動や現在の出生率、現在想定されている住宅開発の影響等を基に推計すると、今後10年間は増加します。その後減少に転じますが、30年後も同程度の規模を維持することが見込まれます。

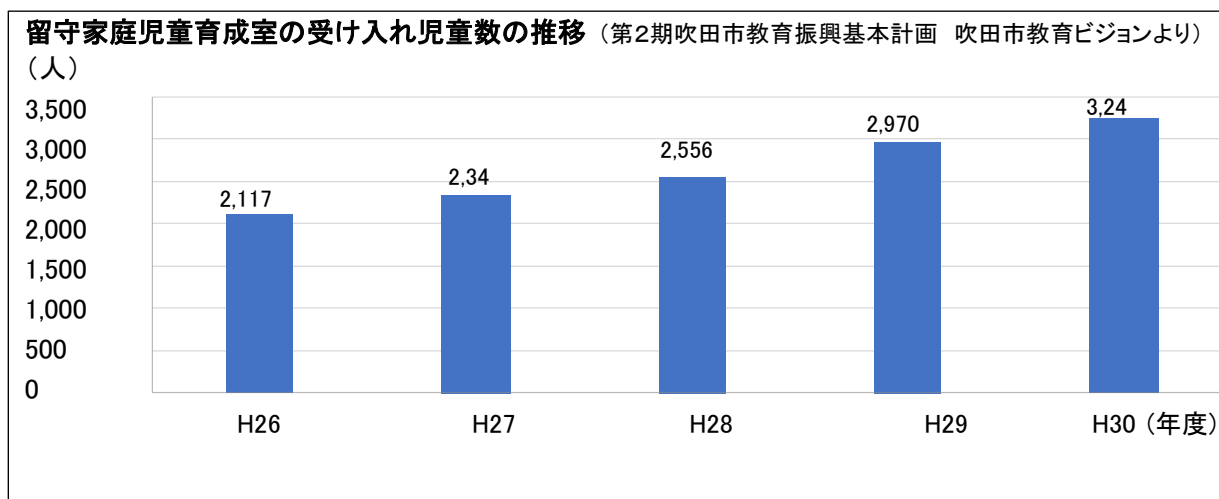
また、各学校の状況は、31学級以上の過大規模校となり、教室が不足する学校が複数発生すると想定しています。一方で、全学年が単学級になる見込みの学校もあります。今後、こうした二極化を視野に入れ、多面的な対策の検討が必要です。



3 留守家庭児童育成室受け入れ児童等

共働き家庭の増加に伴い、すべての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年(2014年)に厚生労働省及び文部科学省は、「放課後子ども総合プラン」を策定しました。(平成30年(2018年)には、「新・放課後子ども総合プラン」が策定)

留守家庭児童育成室の受け入れ児童数は平成26年度(2014年度)以降増加しており、平成29年(2017年)に対象学年を小学校4年生まで拡大したことでさらに増加しています。



第3章 小・中学校の学校規模について

学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」とされ、中学校も同規則第79条において小学校の規定を準用するとされています。しかし、一方では、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」とも規定されており、地域の実態や実情等を考慮した上で、検討することが必要となります。

吹田市においては、大規模校、小規模校があり、それぞれ良い点と課題があり、各学校で良い点を伸ばしながら、課題克服に向けた様々な教育上の工夫を行っています。

そこで、当検討委員会では、それぞれのメリット、デメリットについて以下の様にまとめました。

1 大規模校、小規模校のメリット、デメリット

(1) 大規模校

ア メリット

- ・ いろいろな子がいるので社会の縮図がそこにあり、多様な人間関係ができる
- ・ (教職員間でも)新しいアイデアが出てくるなど、広がりが増えていく
- ・ 多くの教員が関わるので、子供達も多様な価値観が得られやすい
- ・ クラブ活動の種類が多くできる
- ・ クラス替えて、シャッフルが可能なので、人間関係をリセットしやすい
- ・ 集団としての力を発揮できる機会が増える

イ デメリット

- ・ キャパと人数の課題がある。学校規模に比べて人数が多い場合、運動会なども大変
- ・ 大規模校でも小規模校でも特別教室の数は一緒なので、クラス合同で割り当てでの活動にせざるを得ない場合がある
- ・ 特別教室の割当に変更や融通をつけることができなくなる。
- ・ ひとり当たりの経験数(時間)が少なくなる。
- ・ クラブの練習場所の割り当てが少なくなる。
- ・ 大きくなりすぎると、人をまとめるのが大変。人間関係の希薄化。
- ・ 目立たない児童・生徒にスポットが当たりにくい。
- ・ 一人ひとりの活動に制限がかかり、経験ができる機会が減る。
- ・ 運動場等の一人当たりの活動範囲が狭くなり十分な活動が難しくなる。
- ・ 大規模校の場合はアンケート集約などの事務量が多くなります。
- ・ 教員、特に管理職の事務量は増えます。

(2) 小規模校

ア メリット

- ・ 学校全体で(学年間での)縦の関わりが非常にしやすい。
- ・ 他学年の児童も把握しやすく、担当学年以外の児童との関係も深まり、支援や声かけが細やかにできる。

- ・ 一人ひとりの体験、経験の機会が多くなる。
- ・ 年を重ねても旧交を温めることが容易で（当時の顔ぶれを）持ち続ける。
- ・ 運動会の一人当たりの参加種目が多い。
- ・ 落ち着いた環境で学校生活が送れる。
- ・ 教員の目が届きやすい。
- ・ 子供の様子を観察しやすくなるため、支援がしやすい。

イ デメリット

- ・ 学年行事などを1人でやることもあるので、新任職員は苦勞する面もある。
- ・ 学年の人数により、学級数が減った時の差が大きい。在籍が41人だと2クラスであり、1クラス当たり20人～21人となる。次の年一人転出して40人になると1クラスになるので40人の1学級になる。（支援学級は通常学級編成とは別の学級定数なので、実際には、40人を超える。）
- ・ 複数の教員が病気等で休んだ場合、生徒指導上の課題が生じたときにカバーすることが困難。
- ・ 合唱や合奏等は苦勞する。音楽の発表会等の迫力などが違うし、学校に備えてある楽器の種類も全く違う。（楽器はあっても、少人数なので多くの楽器を使った演奏ができない。）
- ・ 人数が足りないことでクラブ活動の種類等が制限される。
- ・ 1学年1クラスになると、クラス替えなどが無く、ずっと同じメンバーとなるため、人間関係が固定化し、辛いと感じることも出てくる。
- ・ 教員の目が届きやすい一方で、自立という面では課題が残る。
- ・ いろいろな視点で、多様な考え方を出すことが難しくなる。
- ・ 教職員の配置数が減るため、手厚い支援や、チームでの対応や支援が難しい
- ・ 小規模校ではPTA活動などでも役割が何回も回ってくる
- ・ 掃除の分担にしても一度にすべてできずに、今日は廊下の日といった、日によって分担場所を変えたりする工夫をしている。

※ 文部科学省中央教育審議会の初等中等教育分科会における「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会〔第8回：H20.12.2〕」の配布資料において、以下の分類表をホームページに掲載している。

学校規模によるメリット・デメリット

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	・ 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・ 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・ 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	・ 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	・ 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。

	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		<ul style="list-style-type: none"> 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 校務分掌を組織的に行いやすい。 出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

2 学校規模の分類

次に、当検討委員会では、学校規模について、国の標準や、他市の状況などを踏まえ、上記メリット、デメリットを踏まえ議論を重ねた結果、次のとおりとしました。

まず、他市等との相対的な位置付けの評価を行うためにも、国等で一般的に適切とされる目安を標準規模とします。

しかし、学級数の多い学校、少ない学校にはそれぞれ良い点と課題があり、各学校では良い点を伸ばしながら、課題克服に向けた様々な教育上の工夫を行っており、標準規模でなければ学校が成り立たないというものではありません。

そこで、標準規模校を「望ましい規模」として定め、標準規模を外れる場合であっても、一定の範囲内にあつてデメリットを補うだけの教育が行われる場合や、施設の制約等の事情も考慮して許容される範囲を大規模校または小規模校として設けます。

しかし、31学級以上になると、特別教室などの学校施設の利用に制限を受けることや、6学級以下の場合クラス替えが行えず人数が少ないことなどで、総合的な学習などを進めるにあたって、制限や工夫を凝らす必要など、適切な教育の推進にあたり困難になることが考えられることから、課題解決の方策を検討すべき範囲を過大規模校及び過小規模校としました。

また、過大規模校、過小規模校のみを課題解決の学校ととらえるのではなく、大型開発により、急激な児童数の増加があり、30学級以下であっても、その地域の学校の収容人数を超える場合があることから、大規模校や標準規模校でも課題検討対象とする学校もあると考えるべきです。

なお、吹田でも独自に特化して力をいれているところがあり、その特化しているところが、教育として目指しているところで、それに対して施設の在り方を検討していくことも大事と考えます。

学校規模の分類

区 分	学級数	
	小学校	中学校
過大規模校	31 学級以上	31 学級以上
大規模校	19～30 学級	19～30 学級
標準規模校	12～18 学級	12～18 学級
小規模校	7～11 学級	7～11 学級
過小規模校	6 学級以下	6 学級以下

第4章 過大規模校、過小規模校の課題対策について

過大規模校及び過小規模校の課題対策については、子どもたちの学習指導面の向上とともに社会性やコミュニケーション能力などの向上など、子供達にとってより良い環境を作る観点を重視するとともに、費用対効果などの教育行政の効率的な運営の観点も含め議論しました。

また、昨年末に文部科学省より発表された35人学級編制の実施により、大型開発等により児童数の増加がみられる吹田市において、特に過大規模校が影響を受けることから、この点も踏まえ、課題解決の方策について検討しました。

1 国による過大解消の例示等

文部科学省発出の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、以下のような事例が紹介されています。

(1) 学校の分離・新設

学校を新設し、既存校から分離する。

(2) 通学区域の見直し

ア 校区の見直し

小規模校や大規模校において、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、学校規模の適正化を計る。

イ 学校選択制の導入

市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認める自由選択制度や、就学を希望することができる学校を限定する隣接区域選択制度、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める特認校制、特定の地域に居住する者に学校選択を認める特定地域選択制などがある。

ウ 統合

学校を統合し、学校規模を拡大する。

(3) 学校施設の増築等

校舎、教室等を増築する。

(4) 教職員数を増やすこと

学校規模は見直さず教頭を複数配置することやミドルリーダーの役割を果たす教員を配置する等の工夫を行う。

これらについて以下のような意見がありました。

1 国による例示等についての意見

国による例示について、吹田市の状況と合わせて考えると、1 分離・新設、2 (1) 校区の見直し、(2) 学校選択制の内、隣接地区選択制、(3) 統合、3 学校施設の増築、4 教職員を増やすなどの対策が考えられます。

ただ、施設工事・土地取得関係予算及び人員配置予算面での課題、取得できる土地があるのかという課題及び、保護者や地域への説明と合意形成の課題が生じることとなりますが、吹田の子どもたちのより良い学習環境の確保の趣旨に鑑みてまとめていくべきです。

なお、学校規模の課題解決策については、①地理的な要件や予算の確保などは定量的な情報が基になり、②児童推計なども幅を持たせておけば定量的なものなので、数字で表示できるものです。③保護者や地域のコミュニティへの説明は、定性的な内容であり、感情的な判断も入ってきますが、定量的な情報を十分検討し、データを明示することで、大多数の理解は得られると思います。

2 35人学級編制実施による普通教室確保について

令和3年2月2日に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる「義務標準法」)の一部を改正する法律案」が国会に提出されました(令和3年3月1日時点)。この制度では少人数による指導体制の計画的な整備について、小学校における学級編制の標準を令和7年度までに、35人に段階的に引き下げることをとするものです。

(1) 現状・課題

令和3年度は、令和2年度まで大阪府が独自の方針として2年生も35人学級としていた方針をそのまま踏襲し、実質の変化はないと思われます。

ただし、児童数増加による過大校対策を検討する学校においては、令和4年度以降、この学級編制の移行により、31学級以上の過大規模校となる小学校や保有普通教室が不足となる小学校が増加する見込です。

(2) 教室確保のための取組策

令和3年3月時点では、国や大阪府から次年度以降の教職員の確保も含めて、具体的な情報が発出されていなかったのですが、以下の課題があり施策実施を検討する必要があります。

ア 35人学級編制の実施により。令和8年度には学級数が31以上となる過大規模校や25以上の大規模校が全体の約1/3となる見込であり、保有教室が不足となる小学校がある一方、全市的には保有教室数が必要数を大幅に上回る見込みであることから、全市的に校区の見直しの必要性について検討する必要があります。

イ 次に、35人学級を推進していくことから、今後は1教室を少人数等の教室として確保し、増改築計画を検討します。

これらの取組策を教育委員会は検討しているが、増築工事においては期間もかかり、工事スペースの確保が必要で、日常の学校運営に不便をかけることとなることや、教室の確保を新築増築のみに頼ると、過大規模校が増加する一方で過小規模校は依然として残る状況となることから、この機会に過大規模校及び過小規模校の課題解消も図るべきとして、議論しました。

2 35人学級への移行についての意見

35人学級への移行により、過大規模校となる学校数は増えますが、対策への基本的な方針としては同じだと考えます。

(1) 校区の見直し等について

ア 校区の見直し、調整地域の指定については、過大規模校区から規模や教室に余裕のある校区への変更をまずは検討します。また、その趣旨について、地域、保護者への丁寧な説明や意見聴取が必要と考えます。

イ 過大規模校となるが、その期間が数年程度と見込まれる場合は、教室改修等に対応するとともに、管理職加配(副校長配置又は教頭二人配置)、あるいは加配教員等を配置するなどの人的支援を行うことも対策として行なうべきです。

ただし、児童数増加傾向が終わった後の学校規模の状況を把握しておく必要があります。引き続き過大校と見込まれる場合は、アの方策がより良いと考えます。

(2) 教室確保について

教育環境の改善の観点で考えると、少人数指導の教室や英語教室を削減することは好ましくなく、新築増築や校区変更等で対応すべきであると考えます。

しかしながら、教育施設の効率的な運営の観点から考えると、過大規模校状態となることがある程度の期間と考えられるのであれば、一時的に1教室を普通教室に割り当てることを許容範囲とすることもやむを得ないものと考えます。

3 吹田市の取組方策

国の例示や、35人学級編制による課題への議論を踏まえ、以下の点について検討しました。

(1) 過小規模校対策

過小規模校については、以下の課題解決策を考えました。

ア 通学区域（校区）の見直し

過小規模校に対しては、隣接する学校の通学区域の一部を通学区域として編入し、または、隣接校区の一部を調整区域として指定し、過小規模校の通学区域を拡大させる。

イ 学校選択制（小規模特認校等）

過小規模校については、特別認定校として位置づけ、当該の学校に限って、市内全域からの児童生徒の入学を認める制度が考えられます。

ウ 学校の統合について

通学区域の変更や調整区域の設定が実施できない場合や実施によっても過小規模課題が解決しない場合は、学校の統合も考えられます。

これらに対して、課題点や吹田市への親和性などについて議論しました。

(1) 過小規模校対策に対する意見

過小規模校については、集団生活の良さが生かしくにくいことや、集団生活を通して培われる様々な資質や能力の向上が期待しにくいことから、個別の事情等を十分考慮しながら校区の調整や統合などの手段によって解決されるようにすべきである。

とくに、過小規模校と予測される山田第五小学校については、同じ中学校ブロックでありながら隣接校区が過大規模校である南山田小学校であることから、隣接校からの通学区域の見直しや、学校の統廃合について、検討を図るべきです。

なお、その他に

- 南山田小学校も現在微減で、今後も減少していく方向にあるので、先を考えた時にどうすることが適当なのか非常に難しいと考えます。
- 中学校区の2小学校の規模があまりにも違う場合、過小規模校から入学してくる生徒が馴染みにくくなる可能性もあり、不登校などの原因にもつながる恐れがあります。バランスを考えた校区変更、もしくは中学校区内での希望制指定校変更を認める事が必要と考えます。
- 自由選択制度や隣接区域選択制度については、特定の学校に希望が集中したり、小規模校がより小規模化したりする恐れがあります

- 学校は地域コミュニティの中核的な施設であるので、統合を行う場合は児童の教育環境の改善となることを地域住民に説明する必要があります。
などの意見がありました。

(2) 過大規模校対策

過大規模校については、今後の児童生徒推計なども考慮し、通学区域の見直しをすることが考えられます。ただし、検討するにあたってはさまざまな課題検討や実施までに相当の期間が必要となることから、教室改修や敷地内増築等も合わせて検討します。

ア 通学区域（校区）の指定

大規模校に対しては、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、大規模校の通学区域を縮小させる。

イ 調整区域の設置

特定の地域に住む児童生徒に限って、就学が指定されている学校か、他の学校を選択することができる。

ウ 学校施設の整備

将来の学級数を見通して、教室改修や新築増築する際には、給食配膳室、職員室、トイレ等の整備も検討する必要がある。また、体育館や運動場も狭くなることも考慮する必要がある。

エ 教職員の増員

東京都や大阪市などのように副校長*などを設置して学校内の管理体制を強化することや、担任以外でもフォローできる教職員を増やすことなども検討する。

* 副校長とは、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（学校教育法第37条5項）者をいい、校長と教頭の間位置づけられる。

これらに対して、過小規模校対策と同様、課題点や吹田市への親和性などについて議論しました。

(2) 過大規模校対策に対する意見

情報機器などを活用した学習や、きめ細かな指導を行うために35人学級編成の実施などは多様な教育への方向である。こうした教育の流れにより、過大規模校については、様々な活動に使用する教室や支援学級の増加、育成室の増加などの要因も加わり普通教室の確保が困難になっています。

そこで、過大規模校の課題改善を図る方策としては、まず学校の増築などのハード面の整備が考えられるが、昨今の財政事情や用地確保など本市の状況は大変厳しいものがあり、増築等のみに頼った場合、31学級以上の学校がそのまま残り上記課題解決とならないこととなります。

また、吹田市全体の保有教室数は必要数を上回る見込みである状況をみれば、今後、過大規模校とされる学校については、通学時間や通学路の問題などを含めた個別の事情を十分に考慮しながら、校区の見直しなどの手段によって解決を図ることも検討すべきです。

なお、課題整理にあたり、それぞれの学校の状況、近隣校区等も合わせた状況も異なるため、課題を以下のような4つに整理できると思います。それぞれの課題を組み合わせた対策を考えていくべきです。

(1) 中学校ブロックに小規模校と過小規模校があり、校区変更等の対策が取れる地区

(2) 中学校ブロック内の2つの小学校とも過大規模校となる地区

- ・ 近隣も過大規模校であるならば、
 - ア 土地確保で増築、建替えし、加配教員等を配置する。
 - イ 新しく小学校を新設するなどの思い切った対策が必要

(3) 中学校ブロックをまたいだ対策が必要と思われる地区

中学校ブロック内において、ある小学校が標準規模以上であり、他の小学校区の児童を受け入れる余裕がない場合、隣接する中学校ブロック内の小学校との間で、調整区域又は校区変更などについて検討する必要がある

(4) 過大規模校となる要因が新たな大型集合住宅に限定され、かつ近隣校も標準規模以上で受け入れる余裕がない地域

- ア 土地確保等で増築、建替え等や、加配教員を配置する
- イ 集合住宅であるためその後減少となる可能性も含め長期的推移を把握する必要がある

また、その他には

- ・ 大型開発などで新しいコミュニティが誕生する場合などは、校区変更という考えでなく、新たな校区の設定と考えるべきではないか。
- ・ 中学校区内限定での校区変更や小学校の隣接区域選択制度には、一定の合理性があると思います。まずは地域コミュニティが形成される前の新規開発を中心に、最適な校区の割り当てを検討すべきだと思います。
- ・ 藤白台にある旧国立循環器病研究センター跡地開発地区については、隣接する（小規模校である）青山台小学校区とするのがいいと思います。
- ・ 校区変更をする地域に在校生がいる場合は、新学校区と指定するのか、調整地区として転出入と同様の対応とするか検討が必要です。
- ・ 学校を選択した後、事情により当初の指定校へ変える場合は、従来の通学区域の変更手続きに沿って行うべきである。
- ・ 選択制の場合、指定先の受け入れ上限を先に示しておく必要があります。
- ・ 教室不足など物理的な教育環境の課題に対しては、教職員の増配置等で児童生徒の学習環境を整えることが、デメリットが少ないのではないかと思います。
- ・ 標準規模以上の学校においては、増加傾向にある支援学級に使用する教室の確保も重要な課題です。

などの意見がありました。

(3) 課題対策を進めるうえでの留意点等

学校規模の課題解決は、児童生徒やその保護者に対して積極的な情報提供に努めるとともに、市民ニーズを踏まえながら、中長期的な視点が重要です。

なお、その推進にあたっては、以下の点について留意することが必要です。

ア 学校施設の整備等

小・中学校の多くは、人口急増期の昭和40年代から50年代に整備されており、今後、学校建替えが集中することとなることから、新築増築にあたっては、学校施設の建替えを視野に入れて検討する必要がある。

イ 小学校と中学校との連携

中学校ブロックでの取り組みも行われており、小・中学校の9年間における学びの連携についても配慮する。

ウ 在籍児童生徒等への配慮

通学区の変更等の場合には、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、在籍する児童・生徒及び保護者の負担に配慮するなど、円滑な移行に向けた取組を検討する。

エ 地域の協力

学校はもとより、保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有するよう努めることが必要である。

オ 通学路・通学距離の検証・対応等

通学距離に配慮し、通学路の安全対策等について検討することが必要である。

カ 基準の見直し等

学校規模の基準については、児童生徒数の推移や今後の推計、社会状況等を踏まえ、学校教育制度に係る国や府の動向等に注視しながら、必要な都度、見直し等を図ることが必要である。

キ その他

平成13年の吹田市立小・中学校の適正規模等に関する意見書（適正化手段）でも最適化方策について言及しています。

(3) 留意点等に対する意見

今回の議論で出された留意点を踏まえて、以下のような順で対策を進めるべきと考えます。

- 1 増築・建替え等で解消できる場合の対策について
- 2 H14年度の推計と現状との比較及び今後についての計画に幅を持たせることの検討
- 3 中学校ブロック内での対策、中学校区をまたぐ場合の対策についての検討
- 4 校区変更を伴う場合については、目的、現状情報提供、対策案などの丁寧な説明と意見集約、見直しを行う必要がある

5 基準を見直す場合は、学校規模が大きくなると、職員室、職員更衣室、下足ホール、給食配膳室、調理室等の必要数や改修が必要となりますし、児童育成室についても別棟とせざるを得ない状況にもなることに留意する必要があります。

なお、その他の意見として

- 学校の施設整備計画は、築年数に加え、在籍児童数、学級数の推移、過大規模化や統廃合の可能性、他の中学校区の状況も含めて検討する必要があります。
- 平成14年と今とでは、児童生徒数の推移などは変わったのでしょうか。しかし、当時の議論で出されていた課題は今でも同じであると思います。
- その地域の子供達にとっても、より良い教育環境を提供することが教育委員会としては最優先事項であることを伝えていくべきです。
- 大規模校から小規模校へ校区を変更することや、校区を柔軟に見直すだけでは課題の解消が困難な場合もあり、校区の状況に応じて様々な方策を検討すべきです。
- 予算にも限りある中、学校の老朽化対策も考えていかなければならない現状では、いろいろな対策を盛り込んでいく必要があると思います。
- 子供達のより良い教育環境の確保のため、保護者や地域住民への情報共有と自分たちの地域の子供達にとっての課題であることの共有をお願いしたい。
- 50年先の学校教育環境も見据えた建替え、新築計画をお願いしたい。
- 目指すところは、あるエリアごとの規模の平準化や適正化を通じて、児童生徒により良い教育環境を提供することなので、まずは、全市レベル、中学校区レベル、学校単位レベルといった検討レベルごとに分けて課題を整理し、学校の在り方（検討する際のコンセプト）を定め、検討対象エリアを設定し、校区見直し、学校選択制（調整区域設定）、学校の統合などのメニューを組み合わせることで課題解決を検討し、そのプロセスや結果についてメリット、デメリットを検証することを繰り返していくことになると思います。
- 検討するコンセプトについては、「過大規模校や過小規模校の教育環境の改善が趣旨」との意見が多数ありましたので、これを据えれば良いと思います。コンセプトは評価軸でもあるので、そこから外れるメニューは検討対象外となりますし、メリット、デメリットも基本的にはこれに沿って判断されます。この他、「(3) 課題対策を進めるうえでの留意点等」に示される事項も評価項目に加えてもいいかもしれません。

などの意見がありました。

第5章 今後の検討課題

1 通学区域の見直し

今回の検討は、過大規模校や過小規模校の教育環境の改善が趣旨ですので、このコンセプトを基準とします。コンセプトは評価軸でもあるので、それから外れるメニューは検討対象外とし、メリット、デメリットも基本的にはこれに沿って判断します。これ以外には「課題対策を進めるうえでの留意点等」に示される内容等を評価軸に設定すれば良いと思います。

これら評価軸を基に①検討対象エリアを設定し、②校区見直し、学校選択制、学校の統合といったメニューを組み合わせて課題解決を検討し、③そのプロセスや結果についてメリット、デメリットを検証する。これを何度か繰り返し、具体的な方策、もしくは改善の可能性を見出していくべきです。

2 保有教室の調査等

教室を増築する場合は、敷地内に一定の規模と形状の余地が求められる一方、規模やプロポーションが比較的自由的なスペースとして、図書室、倉庫、更衣室、支援学級等があげられます。これら比較的自由度の高いスペースを確保することで、既存のスペースを普通教室に転用することが可能でとなります。

今後、通学区域の検討や、学校の敷地内での増築を検討、不足分を同じ中学校区にある小学校のうち敷地に余裕のある学校での増築を検討、敷地外での増築を検討、等を行うにあたり、形成される環境を生徒一人当たりの面積等で示し、このことの困難さや課題、解決の糸口を“見える化”することが重要です。

そのためにも、現在学校が保有している教室数の正確な把握を専門家に協力を得ても実施することが必要であると考えます。

3 学校施設の建替え等

教育目標を実現するために学校を整備していくことになるが、長期修繕計画や個別施設計画なども踏まえ、児童生徒数や学校規模の変動を考慮する期間、既存施設の利用を優先すること、建替を検討する築年数等を調査しておくことで、長期的に必要な事項や費用を把握することができ、各年度の修繕費用の平準化や計画的な確保にもつながります。今後の学校施設の建替えについてもこれらの点も踏まえて検討していくことが望ましいと考えます。

まとめ

教育委員会からの諮問を受け、当検討委員会では、「子供達にとってより良い環境を作る視点」や「教育施設の効率的な運営を図る視点」に立ち、議論を進めてきました。

(最終、委員会としてのまとめをお願いします)

(諮問： 1. 学校規模等における基本的な考え方について及び
2. 二極化している本市学校規模の具体的な方策について
に対するのまとめをお願いします)